

平成30年（2018年）第1回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成30年2月16日（金曜日）

招集年月日 平成30年2月16日（金）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成30年2月16日（金）

応招議員

1 番	岡村哲雄	2 番	大西瑞香
3 番	原 隆伸	4 番	谷 節夫
5 番	奥村 仁	6 番	樋口泰生
7 番	太田哲生	8 番	瀧本 攻
9 番	近澤チヅル	10番	入江康仁
11番	家崎仁行	12番	玉津 充
13番	奥村武生	14番	東 清剛
16番	中津畑 正量		

不応招議員

15番 平野隆久

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	中場 幹
総 務 課 長	濱田多実博	財 政 課 長	上野和彦
農林水産課長	武岡芳樹	建 設 課 長	植地俊文
海山総合支所長	玉津裕一	教 育 長	村島赳郎
生涯学習課長	井土 誠		

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木猛
書 記	奥川賀夫	書 記	家倉義光

議事日程（第1号）

- | | |
|----------|------------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 議案第1号 | 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について |
| 第5 議案第2号 | 赤羽公園多目的広場拡張他工事請負変更契約の締結について |
| 第6 議案第3号 | 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第7号） |
| 第7 報告第1号 | 専決処分の報告について |
| 第8 報告第2号 | 専決処分の報告について |
| 第9 報告第3号 | 専決処分の報告について |

会議録署名議員

10番 入江康仁

12番 玉津 充

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

家崎仁行議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、平成30年第1回紀北町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

なお、15番 平野隆久君から所用のため、欠席届を受理しておりますので、ご報告申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

協議会事務局長。

脇 俊明議会事務局長

皆さん、おはようございます。議事日程を朗読させていただきます。

平成30年第1回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成30年2月16日（金曜日）午前9時30分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第1号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について
- 第5 議案第2号 赤羽公園多目的広場拡張他工事請負変更契約の締結について
- 第6 議案第3号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第7号）
- 第7 報告第1号 専決処分の報告について
- 第8 報告第2号 専決処分の報告について
- 第9 報告第3号 専決処分の報告について

以上でございます。

家崎仁行議長

これより、本日の会議を開きます。

日程第 1

家崎仁行議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に

10番 入江康仁君

12番 玉津 充君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

家崎仁行議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日とすることに決定しました。

日程第 3

家崎仁行議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 2 月 9 日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。

その確認事項等について報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集にあたり、付議された事件は、議案第 1 号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について、議案第 2 号 赤羽公園多目的広場拡張他工事請負変更契約の締結について、議案第 3 号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第 7 号）と専決処分の報告が 3 件の計 6 件であります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。普通会計及び水道事業会計の平成29年度11月分と12月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。

報告書は議員控室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

家崎仁行議長

それでは、これより議案の審議に入ります。

お諮りします。

各議案の審議にあたっては、会期を1日と決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

日程第4～日程第6

家崎仁行議長

お諮りします。

日程第4 議案第1号から日程第6 議案第3号の3件について、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、議案3件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から、一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜り厚く御礼申し上げます。それでは、本議会臨時会に上程いたしました議案について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてですが、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、交付金の追加交付に伴い変更委託事業契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第2号 赤羽公園多目的広場拡張他工事請負変更契約の締結についてであります。赤羽公園多目的広場拡張他工事について、工事内容に変更が生じたため、設計変更による工事請負変更契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第3号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第7号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,643万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億1,398万7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、3件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明いたさせます。何とぞ慎重審議のうえご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

家崎仁行議長

続いて、議案第1号の内容説明を求めます。

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

おはようございます。それでは、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について
次のとおり変更委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業
(平成29年度分)
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 (変更前) 2億4,223万1,000円
うち三浦漁港海岸分 1億4,420万円
うち矢口漁港海岸分 9,803万1,000円
(変更後) 2億8,200万3,000円
うち三浦漁港海岸分 1億5,965万円
うち矢口漁港海岸分 1億2,235万3,000円
- 4 契約の相手方 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬

平成30年2月16日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、交付金の追加交付に伴い変更委託事業契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

それでは、内容について説明させていただきます。

まず、最初に、今回、提案させていただいております変更契約につきましては、交付金の2回目の追加交付に伴い三重県との委託事業契約の金額が変更となるため、議会の議決が必要となったことによるものでございます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。

平成29年度における三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約における変更前、変更後の対照表でございます。上の表が契約額の変更前、変更後の対照表、下の表が事業費概

要の変更前、変更後の対照表でございます。まず、上の表でございます。

三浦漁港海岸事業費につきましては、変更前が1億4,000万円、変更後が1億5,500万円となり、1,500万円の増額でございます。事務費につきましては、変更前420万円、変更後が465万円となり、45万円の増額となるものでございます。

矢口漁港海岸事業費につきましては、変更前が9,517万6,000円、変更後が1億1,879万円となり、2,361万4,000円の増額でございます。事務費につきましては、変更前285万5,000円、変更後が356万3,000円となり、70万8,000円の増額となるものでございます。

三浦漁港海岸、矢口漁港海岸の合計といたしまして、変更前2億4,223万1,000円、変更後2億8,200万3,000円となり、3,977万2,000円の増額となるもので、この金額により三重県との委託事業契約を変更しようとするものでございます。

続きまして、下の表でございます。平成29年度の三浦漁港海岸につきましては、古戸川水門を予定しており、現在、工事を進めているところでございますが、今回の変更により、動力装置の中の遠方操作の装置を追加しようとするものでございます。また、地元協議等において、機械構造物等の変更が生じたため、そのための修正設計等が必要となりましたので、設計業務を追加するものでございます。

矢口漁港海岸につきましては、当初の交付分、第1回の追加交付分の堤防工、堤防基礎工88mに加えて、今回の追加交付分で陸閘1基を追加するものでございます。また、矢口漁港海岸につきましても、地元協議等において、機械構造物や仮設工等の変更が生じたため、そのための修正設計等が必要となりましたので、設計業務を追加するものでございます。用地費、補償費につきましては、平成29年度での用地取得を目指してまいりましたが、相続等の関係で取得ができませんでしたので、工事費に振り替えて事業進捗を図るものでございます。なお、この部分は、現時点では事業進捗を大きく左右するものではございませんが、平成30年度での取得を目指しております。施工期間につきましては、平成30年3月31日までとしておりましたが、12月議会において、繰越明許を賜ったところでございますので、今回の追加交付と合わせて、平成31年3月31日までとするものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。三浦漁港海岸の平面図でございます。図面中ほど右側の赤色で着色した部分の古戸川の水門工として、現在、工事を進めているところでございます。古戸川水門につきましては、当初には遠方操作までは交付されませんでした。今回の追加交付で交付されましたので追加するものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。水門工の縦横断面図でございます。赤色に着色した部分の扉本体、開閉器等の機械設備等を施行するものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。矢口漁港海岸の平面図でございます。図面向かって右側の赤色で着色している部分がすでに交付がなされている部分でございます。堤防基礎工88m、堤防本体工80mでございます。今回の追加交付により、陸閘1基を追加するものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。堤防工の標準断面図でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。陸閘の構造図でございます。今回、追加しようとしている陸閘は、扉の有効幅4m、高さが3.12mのアルミ合金製の横引ゲートでございます。冒頭にも申し上げましたが、今回の変更委託事業契約は、交付金の2回目の追加交付がなされたことによりますので、何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

議案第1号についての説明は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

家崎仁行議長

続いて、議案第2号の内容説明を求めます。

井土生涯学習課長。

井土 誠生涯学習課長

おはようございます。それでは、議案第2号 赤羽公園多目的広場拡張他工事請負変更契約の締結について、ご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。

議案第2号 赤羽公園多目的広場拡張他工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 赤羽公園多目的広場拡張他工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 変更前 7,464万9,600円
変更後 7,843万680円
- 4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町東長島1145番地5
東建興業株式会社
代表取締役 東 一昭

平成30年2月16日提出

提案理由

赤羽公園多目的広場拡張他工事において、工事内容に変更が生じたため、設計変更による工事請負変更契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

それでは、9ページ、資料1をご覧ください。工事の進捗に伴い、工事内容に変更が生じたもので、工事費、工事内容等をご説明させていただきます。工事費につきましては、請負金額が変更前7,464万9,600円、変更後7,843万680円、増減といたしましては、378万1,080円の増額でございます。その内訳の工事価格が変更前6,912万円、変更後7,262万1,000円、増減といたしましては350万1,000円の増額となっております。また、消費税は変更前552万9,600円、変更後580万9,680円、増減といたしましては28万80円の増額でございます。

工事概要につきましては、既設撤去工事は、既設側溝の撤去、駐車場舗装撤去、コンクリート・アスファルト運搬処分、高木伐採・抜根処分ほかでございます。

主な変更内容といたしまして、コンクリートの運搬処分量が28.9m³から35m³に増加いたしました。また、抜根処分量も15tから43.2tに増加いたしました。コンクリートの処分量の増加は時計台やバックネットの不可視部分の基礎工が大きかったことによるものでございます。

また、抜根処分におきましても、予想より根のはりが大きく、実際の処分量に合わせたことによる変更となっております。

工作物築造工事は、側溝工事、ブロック積工事、配水管布設工事、防球ネット設置工事、バックネット設置工事ほかでございます。主な変更内容といたしましては、拡幅したグラウンドの現場打ち側溝の流末において、既設の排水暗渠に接続することとしておりました。その暗渠の高さを掘削して確認したところ、当初の予定より低い位置に埋設されておりました。現場打ち側溝の深さを流末に向け深くすることにより、排水性を高められる勾配が取れることとなりましたので、グラウンドの排水性向上のため、現場打ち側溝の深さを変更した結果、平均50cmの深さから、平均76cmの深さになったものでございます。

また、防球ネットの設置工事におきましては、昨年、10月22日の台風21号の強風などによる被害も考慮し、防球ネットの端部及びコーナー部分に傾斜防止補強金具を設置し、強風等による設備の倒壊や傾斜の防止を図りました。

13ページの資料5の右上の防球ネットの詳細図の上の部分の引き出し部分なんですが、端部

傾斜防止補強金具設置○鋼管100mmと表示させていただいている部分の、この傾斜防止補強金具の延長40mの増加でございます。

グラウンド舗装工事は、改良土舗装工事、暗渠排水管布設工事、野球場芝不陸整正工事、駐車場アスファルト舗装工事ほかでございますが、こちらの数量に変更はございません。工事概要については、以上でございます。

工期でございますが、完成期限に変更はなく、現在、平成30年2月28日までとなっております。現在の進捗率は約80%程度でございます。

続きまして、10ページの資料2をご覧ください。この資料は、設計金額の内訳を工事費と工事概要別にそれぞれ変更前、変更後、増減として表したものでございます。

まず、工事費につきましては、設計金額が変更前7,695万9,720円、変更後8,085万8,520円、増減といたしましては、389万8,800円の増額でございます。その内訳の工事価格が変更前7,125万9,000円、変更後7,486万9,000円、増減といたしましては、361万円の増額となっております。また、消費税は変更前570万720円、変更後598万9,520円、増減といたしまして、28万8,800円の増額でございます。

次に、工事概要でございます。工事内容と主な変更内容につきましては、9ページの資料1と同様でございます。設計金額の変更につきましては、こちらは諸経費を含んだ金額で表示させていただいております。

それぞれの設計金額が既設撤去工事は、変更前が522万2,000円、変更後が665万9,000円、増減といたしまして、143万7,000円の増額。

工作物築造工事は、変更前2,052万7,000円、変更後2,283万4,000円、増減といたしましては、230万7,000円の増額となっております。

続きまして、グラウンド舗装工事でございますが、変更前4,551万円、変更後4,537万6,000円、増減といたしましては、13万4,000円の減額でございます。こちらは工事内容に変更はございませんが、諸経費率が変更になったことに伴う減額となっております。

消費税及び合計につきましては、先にご説明させていただいた工事費の内容と同じでございます。

以上で、議案第2号のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

家崎仁行議長

続いて、議案第3号の内容説明を求めます。

上野財政課長。

上野和彦財政課長

それでは、議案第3号 平成29年度 紀北町一般会計補正予算（第7号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成29年度紀北町一般会計補正予算（第7号）

平成29年度紀北町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,643万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億1,398万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月16日提出

紀北町長 尾上壽一

今回の補正につきましては、12月定例会で増額補正しました、ふるさと納税関係の予算につきまして、寄附金の実績が見込みを大きく上回る事となったことから、返礼品などの予算執行に支障が生じないように、補正予算をお願いするものでございます。なお、現在のふるさと寄附金の状況でございますが、11月と12月の2ヵ月で約1億3,000万円のご寄附をいただき、1月末現在の実績としましては、6,645件、1億8,959万9,316円で昨年の同時期と比較し、2,930件、8,303万8,751円の増となっております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書で歳入から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。第16款、第1項ともに寄附金、第1目 総務費寄附金は、ふるさと納税によるふるさと寄附金を1億3,000万円から6,500万円増額し、1億9,500万円にしようとするものでございます。12月補正予算では、10月までの寄附金の実績が約5,000万円であったことから、11月以降の寄附金額を昨年並みの約8,000万円とし、本年度の寄附金の総額を1億3,000万円と見込み、当初予算の8,000万円に5,000万円の増額を行う予算措置をお認めいただきましたが、今回、さらに6,500万円の増額をお願いするものでございます。

第17款 繰入金、第1項 基金繰入金、第18目 ふるさと応援基金繰入金は3,143万8,000円を増額し、1億4,288万円にしようとするもので、歳出予算のふるさと寄附金（納税）推進事業に財源充当するものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。7ページをご覧ください。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第5目 財産管理費は、6,500万円を増額し、6億8,702万6,000円にしようとするもので、基金管理事業に今回、歳入に計上しました寄附金の増額分6,500万円を、ふるさと応援基金に積み立てる積立金の増額でございます。この6,500万円の積み立てにより、先ほど、歳入予算で説明いたしました繰入金の3,143万8,000円の取り崩し分を差し引きますと、ふるさと応援基金の平成29年度末残高は2億250万円となる見込みでございます。

次に、第6目 企画費は、3,143万8,000円を増額し、1億8,079万9,000円にしようとするもので、ふるさと寄附金（納税）推進事業に寄附者への受領証明書の送付などの通信運搬費88万8,000円と、返礼品取り扱い委託料などの委託料3,055万円を増額するものでございます。これにより、ふるさと寄附金（納税）推進事業の補正後の予算額は1億281万2,000円となるものでございます。

以上で、議案第3号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

家崎仁行議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより各議案に対する質疑を行います。

日程第4

家崎仁行議長

日程第4 議案第1号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてを議題といたします。

質疑される方はございませんか。

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

議案第1号ですね、前回、これ以上の増額はないというご回答から2回目の交付金があったという説明がありました。この経緯について、増えたことは大変喜ばしいことだと思いますが、

どのような努力がなされて、2回目の交付金が増額されたのか、詳しい説明をお願いいたします。

家崎仁行議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問について、お答えさせていただきます。三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業につきましては、平成29年度の当初の予算付けは、1億6,500万円で行いました。その後、三重県へ配分された予算のうちから、第1回目の追加交付ということで、三重県で調整を行っていただいた結果、第1回の追加で7,267万6,000円の追加がなされました。このときもですね、町長から強い要望を県のほうにしておいた結果、前回の追加になったというふうに考えております。その後ですね、2回目の交付はないというふうなお答えをした覚えは特にございませんが、厳しいものではないかなというふうな想定はしておりますというふうにお答えさせていただいたかと思えます。そういった中でですね、その後も度あるごとに、町長のほうからですね、県のほうへ追加交付を何とかというふうなお話もしていただいております。そういった中でですね、今回、さらに三重県で調整を行っていただいた結果、今回の3,611万4,000円の追加交付となったということでございます。以上でございます。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

町長が努力されたということで、私自身はもうあれで終わりかなということを思っておりましたので、そこのところは努力を評価したいと思います。そして、追加された部分ですね、平成30年度に予定された部分を前倒しされたと想像するんですけども、それでよろしいのかどうか。そして、三浦の遠方操作ができるということですけど、具体的にどういう遠方操作ができるのか、具体的にですね、詳しい説明をお願いしたいと思います。

家崎仁行議長

武岡課長。

武岡芳樹農林水産課長

ご質問にお答えさせていただきます。おっしゃられますとおりですね、平成30年度に予定しておいた部分の前倒しの発注となろうかと存じます。そういった中でですね、三浦の遠方操作、

遠隔操作とも呼ばれる装置でございますが、基本的に水位の監視、それと状況のカメラ等での監視、それと操作をですね、今、予定しておりますのが、この本庁の庁舎内での操作も可能とする端末を予定しておるところでございます。以上でございます。

家崎仁行議長

ほかにございませんか。

玉津 充君。

12番 玉津 充議員

この補正分を含め、平成29年度分、全部終了すると、三浦、矢口それぞれ進捗率はいくつになるのでしょうか。

それと、もう1つ、町長、これ県のほうの財政も非常に厳しくて、今、前者議員からもあったんですけど、多分、来年度以降も今年度みたいな形の補正予算という格好が出てくるだろうと思うんですけど、町長、そのへんの見通しというのは、どのように立っておられるのか。当町としては、予算を付けてもらって、早く進めたいという意向だと思うんですが、そのへんのやり取りというか、どういうふうに進めていくのかという、この2点お伺いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、この交付金自体は国から県へ出てですね、県全体に分ける交付金でございます。そういう中で三重県のほうにご配慮いただきまして、いろいろな地域であった小さな金額をですね、集めてここまでしていただきました。本当に、これはこちらの所長さんをはじめ知事も、昨日、一昨日でしたか、市町の会議がありまして、知事、部長との、お礼を申し上げたところなんです。随分と頑張っていたというの、言葉の節々にもありました。しかし、国からの交付金そのものがどれほどくるかわかりませんので、こちらは積極予算を付けるんですが、それに見合うものがいただければありがたいですけど、県全体で配分することなんで、その点につきましてはですね、補助金制度とか、そういう形にして、この事業に引っ張れないかということは、県にも要望させていただいております。ただ、この交付金、なかなか減る一方で、これからもですね、十分取りに行くというんですか、いただく努力はさせていただきます。

進捗率は、課長のほうから。はい。

家崎仁行議長

武岡課長。

武岡芳樹農林水産課長

進捗率について、お答えさせていただきます。平成29年度、予算末ベースです。三浦につきましては、約71%、矢口につきましては、約31%の見込みでございます。以上でございます。

家崎仁行議長

よろしいですか。ほかにもございませんか。

瀧本 攻君。

8番 瀧本 攻議員

この三浦の遠方操作ね、庁舎内でもできるとおっしゃったんですけども、おそらくそういう台風、地震、津波、何分間で来るかわかりませんが、おそらく操作盤をですね、現地にあつて、それが油圧で閉められると思いますね。一方閉めじゃないと思う。二方で閉められるのか。20mあるわけですからね。それと、その操作盤をするときにですね、やはり、注意をせんとですね、いわゆる人が挟まれる可能性がある。そういう点も考慮した操作盤なのか、ということですね。

もう1点はですね、操作ができなかった場合はですね、人力でもって閉めることもできるのかということ。この2点について、ご答弁をお願いしたい。

家崎仁行議長

武岡課長。

武岡芳樹農林水産課長

お答えさせていただきます。この操作盤につきましてはですね、もちろん、現地での操作盤もございまして、なおかつ、遠方、遠隔で本庁舎内で操作ができるというふうな装置を予定しております。それとですね、水門を閉めるときに、人とか物が挟まれないかということにつきましても、カメラを設置いたしまして、常時監視したうえで、それを確認して操作スイッチを押すというふうな装置を予定しております。それとですね、水門の場合、閉める場合ですね、非常用電源の設備も予定しております。それと、あと水門の場合、その電源も駄目な場合、自由落下による降下ということもできるというふうには聞いてございます。その点につきましてはですね、今後、ちょっと実際、設計、発注をしております県とも相談もさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

家崎仁行議長

瀧本 攻君。

8番 瀧本 攻議員

そのへんのところのですね、機械的な装置をやっぱり把握していないと、当町においては、そういう機械部分に対しては非常に弱いわけですね。専門家的な知識を持った方は町内にもたくさんおります。それと、おそらくソーラーを上へ付けるんだと思いますし、それから、電気は蓄電できるようにしてあると思うんですがね、中電の配線板から来た蓄電と。だから、ソーラーと二重に。引本あたりもそうになっていますね。ボタンを押すとピュッと閉まります。手動操作ですね。だから、遠隔操作というのはですね、なんというんですか。いくらカメラといえども、相当状況の悪いときに、異常な問題を起こす可能性があるんで、やっぱり閉めるときはですね、非常時には、やっぱりその地区の方に連絡をして閉めるということを中心とですね、私は大変なことになると思うんで、そのへんのこともお考えかどうかということをお尋ねいたします。

家崎仁行議長

武岡課長。

武岡芳樹農林水産課長

非常用電源につきましてはですね、ソーラーではなくバッテリーでの蓄電を予定しております。

それとですね、議員おっしゃられますとおり、確かに、この遠隔操作という形ですね、スイッチを押すということには非常に慎重になる必要があると考えております。確かに通常ですね、台風等での高潮、また遠方の地震による津波におきましては、時間的余裕がある場合、当然、現地も確認をしたうえで操作をするというのは原則かと存じます。ただ、緊急を要する場合、こういった形になるのか、どういうふうにするのか、当然、監視カメラでの確認、それをしたうえで、また、それで果たしてどこまで確認ができるのかというのは、慎重にする必要があるというふうに我々も考えておるところでございますので、そういった運用については、地元の消防団の皆様方、また自治会をはじめですね、そういった地元の関係者の方と相談もさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

家崎仁行議長

よろしいですか。

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

今の関連ですけれどね、課長、遠隔操作によることは、遠隔操作に対しては、大地震、大津波ですね、また、スーパー台風とよくいわれるんですけど、そういうときには第一に、先ほど言われた、停電が一番先に起こるわけですね。カメラも言われました。非常蓄電もちゃんとやっているというけどですね、今まで大体、例をみると、そういうような全国的な中で3.11のときにもそういうような装置が本当にきちんと作動したかということ、多分なかったと思うんですね。だから、私は地震、津波に対してはある程度時間があるから、私は現地のあれで十分だと思うんですけど、その予防的なものは私、今付ける必要があるのかなということがあるんですけど、どうでしょうか、そこは。

家崎仁行議長

武岡課長。

武岡芳樹農林水産課長

この遠方操作につきましては、確かに、その運用というのはなかなか難しいものがあるのも事実でございます。ただ、町といたしましてもですね、この事業の中で、こういった整備についても積極的にやっていくと。確かに議員がおっしゃられるとおりですね、そういった運用面、今後、検討する必要があるかと思えますけれども、他のですね、水門等を見ましても、遠方操作、遠隔操作というのを整備していっておるということも考えましてですね、この古戸川水門、町の水門としては、規模の大きな水門でございます。そういった中で整備をしようというふうな判断をしておるところでございます。以上でございます。

家崎仁行議長

奥村 仁君。

5番 奥村 仁議員

1点、遠隔操作のことについてなんですけども、私も1点なんです。今、皆さん、遠隔操作の話がされておるんですけども、他市町の水門に関しては、遠隔操作ではなくて、地震が起きたら、ある程度の震度を感知して、全部フル自動で閉まる水門というのを整備しているところもあるんですけども、これに関しては光回線が必要で、光回線に関しては、当町で大きい水門のあるようなところに光回線がないというところもあるんですけども、この三浦に関しては、光回線の整備がその近辺でできているのかどうかというところと、矢口漁港に関しては、桂城

交換局が光回線のサーバーというか、機械を持っていないということで、整備が多分難しいだろうと言われておるんですけども、三浦に関しては、先ほど課長も言われたように、町内でも大きな水門ということで、緊急のことがあったときに閉まらない水門であっては困るということもあるので、その光回線と、全自動での閉鎖水門ということを考えられているか、ないか。考えられていないから、遠隔の形で進んでおるんだと思うんですけども、そこらへん確認だけお願いします。

家崎仁行議長

武岡課長。

武岡芳樹農林水産課長

お答えさせていただきます。全自動につきましてはですね、先ほどの運用の問題等もございまして、検討はいたしておりません。

家崎仁行議長

よろしいですか。

原 隆伸君。

3番 原 隆伸議員

3番 原です。先ほどの自動システムの問題ですけども、システムを管理する、この庁舎でですね、どこへ置いて、庁舎自体が被災することも当然考えなあかんと思うんで、そこらへんをどういうふうに考えているかということと、やっぱり電源を喪失したときにどういうふうな考えでそのフォローを考えているのかということについて、ちょっとお尋ねします。

それから、この計画の30年度以降の施行計画についてですね、現実的にはなかなか難しいですが、どのように考えているか、ちょっと完成が何年とか、できるだけ早くすることが望ましいんですけども、町長のお考えをお聞きします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

システムね、すべてこの電気に頼るのではなしに、もちろんですね、水防団、水門等はお願しているんで、地域の皆さん、それから水防団、消防団ですね、皆さんと連携を取りながら、こういう遠隔装置であっても機械に頼りっぱなしではなしに、やっていくという考えでございます。

それから、30年度以降についてはですね、今、原議員がおっしゃったように、今の進捗率、先ほど、課長のほうからお話がありましたが、随分と遅れているところがございます。これも先ほど申し上げたような、国の交付金ですね、おりてこないと。そこがありますので、このあと全協でちょっと項目が入っているんですけど、そちらのほうで30年以降の見通しはお話させていただきたいと、そのように思います。

家崎仁行議長

原 隆伸君。

3番 原 隆伸議員

この自動で開閉するシステムなんですけども、これはパソコンか何かで操作するんだと思いますけれども、こういう類の管理している、パソコンというんですか、そういうものはこの庁舎のどこに置いてあるのか、安全なところなのか、ちょっと確認したいと思います。よろしくお願いします。

家崎仁行議長

武岡課長。

武岡芳樹農林水産課長

お答えさせていただきます。カメラでの画像については、パソコンで見るような予定をしております。それと、その操作につきましては、パソコンでの操作ではなく、端末と申しますか、操作盤を設置して、そこでのスイッチ操作を予定しております。双方ともですね、庁舎2階の農林水産課を予定しております。以上でございます。

家崎仁行議長

原 隆伸君。

3番 原 隆伸議員

2階は安全かという、私も不安なところがございますので、そこらへん今後、検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

家崎仁行議長

よろしいですか、答弁は。

3番 原 隆伸議員

検討するかどうか、否か、今後、どう考えているか、そこらへんの回答を願えれば幸いです。

家崎仁行議長

武岡課長。

武岡芳樹農林水産課長

現在ですね、調整をしておりますのは、2階の農林水産課の中で予定をしております。確かにですね、津波云々というふうな想定もございますが、2階の高さで基本的には大丈夫ではないかというふうな想定のもとで、2階での設置を予定しておりますところでございます。以上でございます。

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありますか。

(発 言 す る 者 な し)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発 言 す る 者 な し)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第4 議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5

家崎仁行議長

次に、日程第5 議案第2号 赤羽公園多目的広場拡張他工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発 言 す る 者 な し)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発 言 す る 者 な し)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発 言 す る 者 な し)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6

家崎仁行議長

次に、日程第6 議案第3号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

これは歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

玉津 充君。

12番 玉津 充議員

先ほど、財政課長のほうから報告がありましたように、前年比ですね、2,930件の増、それから8,303万円、前年比と比べてこれだけ増えているという報告だったと思うのですが、これ、前年に比べてこれだけ増えたというのは、何か新しい事業を加えてこのように増えたのか、そ

のへんの見解を教えてくださいたいと思います。

それから、6ページのところで、寄附金が6,500万円、これは補正で増えて、基金の繰入れが3,143万8,000円ですか、増えるわけなんですけど、今までも含めてですね、基金の中にだいたい貯まってきておると思うんですけど、これまで使ってきておる使い道とか、今後、どういうふうに使っていくんだとか、それともう1つは、こういう事業に使っておるといのがですね、目に見えてきたほうがいいと思うんですけど、そのへんの施策について、お伺いしたいと思います。

家崎仁行議長

上野財政課長。

上野和彦財政課長

玉津議員のご質問にお答えします。この金額が増えた要因というものでございますが、ハッキリとしたものはつかんではおりませんが、取り組みとしましてはですね、この12月に木を使ったキーホルダーを作成いたしまして、それをですね、寄附していただいた方に尾鷲ヒノキをPRするというのを含めてですね、こういう木のストラップをですね、プレゼントするというような取り組みもさせていただいております。

あと、返礼品につきましてはですね、各事業者さんがですね、それぞれ切磋琢磨をしてですね、いい商品を今出させていただいておりますので、そのへんが評価されているのかなというふうに考えております。

今後ですね、返礼品につきましては、各町内の事業者さんからいろんな提案をいただき、選定委員会で専門家の方の意見を聞きながらですね、紀北町の返礼品として正しいものを今後とも取り揃えていきたいというふうに考えております。

それと、これまでの使い道でございますが、この29年度からですね、28年度まではですね、前年までの寄附金がさほど多くなかったということで、平成22年に一度、図書に使用させていただいて、そのあと28年からですね、使い道を限ってですね、6つの使える分野を定めて、その中で28年度から使用を始めているんですが、金額的にはですね、平成28年度にはですね、返礼品を含めてですね、6,892万6,000円の活用を行っております。そのうち5,300万円ほどが返礼品に使っておりますので、実際、事業に活用したのは、1,549万1,000円でございます。それから29年度につきましては、現在、予算上のものでございますが、8,723万2,000円をふるさと寄附金返礼品に4,700万円充てておりますので、約4,000万円ほど事業に活用させていただいております。

今後ですね、来年以降ですけれども、この29年度から、前年に寄附をいただいた金額の約半分程度まではこの寄附に充てた事業を行っていきたいと考えております。寄附の活用する分野としましては、6つの分野がございますので、それぞれについてですね、財政的に厳しい状況になってきておりますので、できるだけ事業の貴重な財源として活用していききたいというふうに考えておまして、この考えに基づいてですね、来年以降も寄附をいただいた金額の半分程度まで、以内ですね、活用のほうを進めていききたいというふうに考えております。以上でございます。

家崎仁行議長

答弁漏れですか。尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりで、例えば、権兵衛の里の庭園とか、そういう人が町外からも訪れるようなところで使わせていただいたりですね、そういうこともやっております。特にこの30年度からはですね、ふるさと納税の基金をどう使うかという、どこに充てるかという、議員、おっしゃるのはそこだと思うのですが、そこをしっかりとわかるようにしてですね、ふるさと納税がこういうものに使われますよということを新年度予算にもあげさせていただいております。それは、今まで予算的にしにくかった部分、そこに、まあいえば、ふるさと納税で余分なお金が入ったので、それを使わせていただいて、職員からのですね、提案も、ふるさと納税をどう使うかという提案も受けました。受けてですね、来年度、予算化したものもでございます。ですから、ふるさと納税を使うという、議員まさにおっしゃるとおりで、何に使ったか。今、総務省のほうもですね、使い道を先にしろと。返礼品をどうのこうのいうよりということなんで、そこは同じ頭のほうに置いてですね。

ただ、私の考える中では、今、半分使うありきの話をしたんですが、福祉的な、経常的にずっと一度始めるとやらなければいけないもの、そういうものにはですね、あまり入れたくないなど。それどころか、やはり少し弱いところ、今まで整備不足だったな、ふるさと納税のおかげでこれができるんだよという、権兵衛の里の園路なんか全くその通りですよ。あれが入ってきたので、随分荒れていたのを、日本庭園のところを整備させていただきました。そういうふうに見える化をしながら、議員の皆様にもこれはふるさと納税をしっかりと原資としていましてよということをですね、アピールというか、PRをしながら、外にも発信していきたいと思っております。

家崎仁行議長

玉津 充君。

12番 玉津 充議員

課長、前年度と比べて増えた理由、要因を説明してくれたんですが、確か、今年度から地域おこし協力隊を1名観光協会のほうに派遣して、この事業にあたられていると思うんですね。そういうようなことで評価が出ておるのであれば、そういうところもですね、やはり、結果の評価として、認めてあげてほしいなとふうに思いますね。そういうようなことも効果の一因になっているのかどうか。もう一度ですね、答弁をお願いしたいと思います。

それから、基金の活用先、課長は6つの分野と言われたんですが、ちょっと6つの分野と言われてもわからないので、その6つの分野を説明してください。

それと、町長が言われた町民がこの事業はそういう寄附金を使ってやったんだという、町民が目で見えるということが大切やと思うので、そのへんの工夫をですね、広報をするだけじゃなくって、実際にやった現場でですね、確認ができるような工夫が必要じゃないかと思うんですが、そのへんいかがでしょうね。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、どういう効果があるかというのは、まさにですね、協力隊員、大変よくがんばっていただいております。いろいろと工夫して、皆さんともお話ししながら、それと、やっぱり出店事業者さんの意識が変わってきたんじゃないかなと。展示する見た目とか商品の中身、そういったものが、レベルが上がってきたんじゃないかなと思います。そして、協力隊員、観光協会、そういった方の対応、結局ミスが多ければ次来ないということですから、そういったことも含めてですね、すべてが良いほうに向いたんじゃないか。ただ、これはふるさと納税はですね、ちょっとブーム的なところもありますんで、そこのところは確定できるんですが、基本的には、これからもこうやってご寄附をいただいて、それを今、後ほど課長が言いますけど、その6つの目的で使わせていただいて、できれば今までできなかったよな、このお金をいただいたんでできるよなというような事業に使っていきたいなと思います。

家崎仁行議長

上野課長。

上野和彦財政課長

先ほどの協力隊員の中でですね、ふるさと納税につきましては、95%以上がふるさとチョイスというウェブを使った申し込みでございまして、いかにこのサイトを見ていただくかということですね、寄附の金額が決まってくる場所もございまして。この協力隊員の方につきましてはですね、新しい情報をできるだけ早く載せていただくとか、商品をですね、できるだけこまめに載せるというようなことで、ウェブサイト上に紀北町の商品が載る回数が増えてまいりまして、そのへんもですね、かなり効果が出ている一面ではないかなというふうに考えております。

それと、活用ですね、どういうふうに使ったかという現場で確認できるようなものということで、具体的にはですね、工事を行ったようなところに活用させていただいたものには看板等を設置する、あるいはソフト的なものにつきましてはですね、何らかの形でシールのものを使ってですね、表示したりとかですね、そういうことで、目に見える形での活用のPRをしていきたいというふうに考えておりました、実際、29年度に行った事業につきましても、そういうことで進めているところでございます。

それから、6つの分野でございます。まず1つ目が、防災対策・生活基盤整備・自然環境の保護ということで、防災対策の充実・道路や公園等の基盤整備・自然環境の保護等の分野に活用でございます。2番目が健康・福祉等の充実ということで、健康づくり・社会福祉の充実、人権施策の推進に役立てる分野でございます。3つ目が産業・観光の振興ということで、農業・林業・水産業等の地場産業や2次・3次産業の育成及び観光の振興に役立てるということでございます。4つ目が教育・文化・スポーツの推進ということで、教育の充実・世界遺産等文化財の保護・活用、文化・スポーツ等振興に役立てるということでございます。5つ目が協働・交流の推進ということで、地域間の交流・コミュニティ活動の活性化等、協働によるまちづくりの推進に役立てるという、この5つにあとプラス、町におまかせという分野を加えまして、6つの分野ということで取り扱いをさせていただいております。以上でございます。

家崎仁行議長

よろしいですか。

大西瑞香君。

2番 大西瑞香議員

1点確認します。この基金管理事業の6,500万円はふるさと応援基金ということですが、この

中、財政調整基金に入れている部分はあるのかという点、ちょっと確認させてください。

家崎仁行議長

上野課長。

上野和彦財政課長

このふるさと応援基金につきましては、特定目的基金ということで、財政調整基金とは切り離して運用というか、基金の管理を行っておりますので、財政調整基金とふるさと応援基金は全く別ものでございます。以上です。

家崎仁行議長

よろしいですか。

(発 言 す る 者 な し)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7～日程第9

家崎仁行議長

次に、報告案件に入ります。

お諮りします。

日程第7 報告第1号から日程第9 報告第3号の3件については、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、報告3件については、一括して説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

議案につきましては、ご可決をいただきまして、誠にありがとうございました。引き続きまして、3件の報告案件につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告についてであります。平成29年10月23日、紀北町長島地内におきまして、台風21号の影響による強風により、旧紀伊長島町立郷土資料館のスレート屋根及び外壁のトタン等が飛散して対面に駐車中の車に接触し、損傷させる事故が発生しました。

その事故につきまして、平成29年12月27日、損害賠償額を34万2,280円として和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第2号 専決処分の報告についてであります。平成29年10月23日、紀北町長島地内において、台風21号の影響による強風により、旧紀伊長島町立郷土資料館のスレート屋根及び外壁のトタン等が飛散いたしまして対面に駐車中の車に接触し、損傷させる事故が発生しました。

その事故につきまして、平成29年12月27日、損害賠償額を24万4,782円として和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第3号 専決処分の報告についてでございます。平成29年10月23日、紀北町長島地内において、台風21号の影響による強風により、旧紀伊長島町立郷土資料館のスレート屋根及び外壁のトタン等が飛散して対面に駐車中の車に接触し、損傷させる事故が発生しました。

その事故につきまして、平成29年12月27日、損害賠償額を30万3,940円として和解が成立いた

しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

報告につきましては、以上でございますが、今後、このような事故が発生しないよう、特に老朽化した公共施設につきましては、点検を実施し、事故防止のための対策を徹底してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

家崎仁行議長

以上で報告案件についての説明を終わります。

本件は、地方自治法第180条の規定による議会の委任による専決処分であることから、質疑は行わないとされていますが、ただ今の説明において、内容等について不明確な点があれば、再度説明を求めるということで発言を許したいと思えます。

それでは、まず、報告第1号について、発言される方はありませんか。

東 清剛議員。

14番 東 清剛議員

使わなくなった古い郷土資料館ですけど、この原資ですけども、70、80万くらいかかりますけど、これ保険で皆対応されているのかどうか、そのへんをお答えいただけますか。

家崎仁行議長

上野課長。

上野和彦財政課長

こちらにつきましては、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりまして、全額保険での対応でございます。以上でございます。

家崎仁行議長

あくまでも不明確な点についてお願いします。

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

先ほど、町長がですね、もう二度とこういうことが起きないように防止対策を考えていきたいというお話でしたが、それを具体的にもう少しお話していただけたらと思えますが、いかがですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、もう予算のことを言ってええんか、悪いかわからんですけど、来年度、取り壊しということで、予算化をあげておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

家崎仁行議長

よろしいですか。

(発 言 す る 者 な し)

家崎仁行議長

以上で発言を打ち切ります。

次に、報告第2号について、発言される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

家崎仁行議長

以上で発言を打ち切ります。

次に、報告第3号について、発言される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

家崎仁行議長

以上で発言を打ち切ります。

これで3件の報告案件については、聞き置くことといたします。

家崎仁行議長

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

家崎仁行議長

それでは、これで平成30年第1回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 10時 45分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 30 年 3 月 1 日

紀北町議会議長 家崎仁行

紀北町議会議員 入江康仁

紀北町議会議員 玉津 充